



令和5年5月11日

担当課	総務企画課	保健対策課
担当者	藤原	谷井
電話	488-5102	488-5104

1. 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症は、5月8日から法律上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」となりました。これにより、感染者の外出自粛や医療費の負担、医療機関への受診などがこれまでと大きく変わります。

(1) コロナ感染者となった場合は

医療機関や自身での検査でコロナ陽性となった時は

【これまで】

発生届や陽性者登録で患者を特定



【5月8日以降】

発生届提出や陽性者登録はありません。
症状が軽い場合は、自宅等で療養を開始

※重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）や、症状が重いなど受診を希望される方は、医療機関に連絡しましょう

受診する際には、医療機関に連絡しましょう

医療機関、薬局、高齢者施設等に行く時は、感染対策を行いましょう

新型コロナウイルスは感染力が強いため、高齢の方や基礎疾患をお持ちの方を守るためにもマスクを着用しましょう

どこで受診できる？

【これまで】

県が指定する発熱外来等の一部の医療機関でのみ対応



【5月8日以降】

対応医療機関を段階的に拡大
5/8 現在、かかりつけ以外も受診できる医療機関が98 機関→109 機関に拡大。将来的にはどの医療機関でも診療できるようになる予定

- 受診可能な医療機関一覧（5/8 現在 178 機関、随時更新）はこちら（県ホームページ）

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/h_kansen/d00205456.html

- 有症状者への医療機関の案内などに関する相談窓口は

和歌山県コールセンター ☎ 073-441-2170 FAX 073-431-1800

和歌山市コールセンター ☎ 073-488-5112 FAX 073-431-9980

医療費は？

【これまで】

- 外来受診時
初診料など一部を除き、原則自己負担なし

- 入院医療費
個人の選択による費用を除き、原則自己負担なし



【5月8日以降】

- 外来受診時
自己負担有りの保険診療となります。ただし、高額である新型コロナウイルス感染症治療薬の費用は9月末までは公費支援が継続されます。

- 入院医療費
自己負担有りの保険診療となります。ただし、9月末までは高額療養費制度の自己負担限度額から最大2万円減額されます。

(2) 感染者の外出自粛や療養期間は

感染者の外出自粛などはどうなるの？

【これまで】

法に基づいて外出自粛の要請や入院勧告・就業制限を行っていました。



【5月8日以降】

感染者や濃厚接触者の外出自粛要請などはなくなります。
・保健所からの連絡はありません。
・症状がある際は、外出せずに自宅で療養しましょう。

療養期間はどうなるの？

【これまで】

- 陽性者：原則7日間
- 濃厚接触者：原則5日間



【5月8日以降】

陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求められません。
外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。療養の目安は以下の情報を参考にしてください。

▼外出を控えることが推奨される期間

特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控えること、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見るのが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

▼周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

(3) 感染者の把握方法は

感染動向はどうやって把握する？

【これまで】

発生届と陽性者の登録で全数把握



【5月8日以降】

季節性インフルエンザと同様に週に一度、定点医療機関からの報告で感染動向を把握

- 市内の感染動向はこちらから確認することができます

- ◆和歌山市感染症情報センター <http://www.kansen-wakayama.jp>



(4) 今後も備えをお願いします

発熱などの体調不良時にそなえて、準備しておきましょう

- ・新型コロナ抗原定性キット ※ 国が承認した「体外診断用医薬品」を選んでください
「研究用」は国が承認したものではありません
- ・解熱鎮痛薬 かかりつけ薬剤師・薬局にご相談ください
- ・生活必需品なども用意しておきましょう(体温計・日持ちする食料など)

2. 新型コロナワクチン接種について

接種には費用がかかるの？

【これまで】

予防接種法に基づき、特例臨時接種として自己負担なく接種



【5月8日以降】

令和5年度においても、引き続き自己負担なく接種

※接種の概要は下欄を参照

●令和5年春開始接種について

- ①接種期間 令和5年5月8日から令和5年8月31日まで
- ②対象者 (ア) 65歳以上の高齢者 (約11万人)
(イ) 5歳以上64歳以下の方で、基礎疾患のある方等または医療機関・高齢者施設・障害者施設等の従事者
- ③使用ワクチン オミクロン株対応2価ワクチン
- ④接種券 (ア) 65歳以上の高齢者については、申込みは不要です。
前回の接種(2回目以降の接種)後、3か月を経過する頃に順次発送します。
(令和5年4月28日から順次発送しています)
(イ) 基礎疾患のある方等または医療機関・高齢者施設・障害者施設等従事者の方は事前に接種券の発行申請が必要です。

		R5.3.8	R5.5.8	R5.9月	R6.3.31
追加接種		2022年度	2023年度		
12歳以上	65歳以上	令和4年秋開始接種 (未接種の方は令和5年5月7日までに接種が必要)	令和5年春開始接種 (オミクロン株対応2価ワクチン)		令和5年秋開始接種 (使用するワクチンは令和5年度早期に検討し決定する。)
	基礎疾患あり		→		
	医療従事者等		→		
	上記以外		対象外		
5～11歳	基礎疾患あり	R5.3.8～	令和5年春開始接種		令和5年春開始接種は対象外であるが、未接種者は継続
	上記以外	3回目又は4回目追加接種 (オミクロン株対応2価ワクチン)	→		
初回接種	接種可能な全年齢	令和6年3月31日まで接種可能			

接種の努力義務はどうなる？

【これまで】

5歳以上の全年齢の方に努力義務適用



【5月8日以降】

5～64歳であって、初回接種を完了し、基礎疾患を有さない方は適用外

※5歳以上の初回接種未完了者は、引き続き努力義務が適用